



大地申3号

労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日の労働に関する協定

第1回交渉 開催! No.1

大宮地本は大地申第3号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」についての団体交渉開催にあたり、発生していた労使関係上の問題について、繰り返し問題を発生させていることに対する認識を一致し、緊急申し入れ（大地申第4号）団体交渉の開催日並びに、議事録整理の時期について一定の整理が果たため、10月17日13:30～大地申第3号第1回交渉を精力的に行いました。

1. 事業所ごとの時間外労働月別平均時間を4月～7月まで明らかにすること。
2. 大宮支社全体で超過勤務が増加傾向にあることから、事業所ごとに研修・出張を「管理」「一般」に分け明らかにすること。また、業務を逼迫させる研修・出張は行わないこと。

組合：工務職場の個人に課せられている業務研究において、結果や内容については怒られ、「留年」もある。若手組合員はネガティブになっている。

会社：業務研究も仕事としては重要。日々の業務に繋がっていないと意味がない。内容の方向性が違う、分析の仕方などアドバイスをしているが、怒られていると感じているならば変えなければいけない。見直しが必要ならばする。

「留年」については把握していない。

組合：若手のやる気を削いでしまうことから「留年」について調査すること。

会社：実態は把握する。

組合：職場の声は、支社研修が多い。その中でも訓練の重複が多い。重要なのは職場のOJTだ。うまくいっていないのはOJTが足りないからだ。

会社：同じような訓練も実態としてある。内容を確認し重複しないようにする。

確認事項

- ・業務研究における「留年」扱いについての調査すること
- ・重複している研修について内容を精査すること

No.2に続く